
村田町耐震改修促進計画

[平成20年度～平成27年度]

平成20年3月

村田町

1 計画策定の背景 _____ **1**

- (1) **村田町及び宮城県における地震被害**1
 - 過去の地震被害及び宮城県沖地震の長期評価
- (2) **住宅・建築ストックの耐震化の現状**3
 - 住宅及び建築物のストック数
 - 住宅の耐震化の状況
 - 町有の特定建築物及び防災上重要な建築物等の耐震化状況
- (3) **想定される地震被害**10
 - 想定している地震
 - 第三次地震被害想定調査の前提条件等
 - 建築物被害の予測結果
- (4) **計画策定の必要性**17

1 計画の目的 _____ **18**

3 計画の位置づけ _____ **18**

- (1) **計画の位置づけ**18
- (2) **計画期間**18

4 基本方針・計画の目標 _____ **19**

- (1) **基本方針**19
- (2) **主体別役割**19
 - 県
 - 市町村
 - 建築関係団体
 - 建築物所有者等
- (3) **対象地域・対象建築物**20
 - 対象地域
 - 対象建築物
- (4) **耐震化の目標**21
 - 住宅
 - 町有建築物
 - 特定建築物（町有以外）

5 耐震化促進施策の内容 22

- (1) 住宅22
 - 普及・啓発
 - 耐震診断・耐震改修の促進
- (2) 町有建築物23
 - 台帳の整備
 - 耐震診断・耐震改修の促進
- (3) 地震時に通行を確保すべき道路23
- (4) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策23

6 啓発及び知識の普及に関する施策 24

- (1) 地震ハザードマップの作成・公表24
- (2) 相談窓口の設置24
- (3) 啓発及び知識の普及24
- (4) 技術者の養成24
- (5) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策24
- (6) 町内会，NPO等との連携に関する方針25
- (7) 家具の転倒防止策25

7 関連施策 25

- (1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会25
- (2) みやぎ方式による地震防災教育プログラムの推進26
- (3) ブロック塀等の倒壊防止対策26
- (4) 宮城県住宅耐震隊協議会26
- (5) 被災建築物・宅地の応急危険度判定26

表 14 特定建築物一覧表27

図 11 村田町緊急輸送道路図28

参考資料

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針
- 2 関係法令

村田町耐震改修促進計画

村田町耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第5条第7項に基づき、町内の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定する。

1 計画策定の背景

(1) 村田町及び宮城県における地震被害

過去の地震被害及び宮城県沖地震の長期評価

本町において記録の残っている大規模な地震被害としては、1978年宮城県沖地震があり、表1に示す。

表1 村田町における過去の地震被害

災害年月日	災害名等	被害の概要
1978年6月12日	宮城県沖地震 震源地 金華山沖 東方 60km 深さ 40km M7.4(震度5)	午後5時14分突如として襲った宮城県沖地震は、M7.4という強烈なもので当町にも無惨な傷あとを残した。被害状況は次のとおりである。 死者 1名 負傷者 2名 家屋の半壊 38戸 一部破損 245世帯 道路破損 15ヶ所 橋梁破損 4ヶ所 水道本管破裂 9ヶ所 通信施設 25ヶ所 畑埋没 0.11ha 被害総額 664,899千円

出典 / 村田町地域防災計画

地震は大きくプレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等を震源とする直下型地震に分けられるが、宮城県においては、県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震(このうち陸寄りの海域を震源域とするものを「宮城県沖地震」という。)による被害が顕著である。

平成12年11月27日、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「推進本部」という。)が公表した「宮城県沖地震の長期評価」(参考資料1)によると、これまでの宮城県沖地震の活動(表2-1)を踏まえると、宮城県沖地震の発生の可能性は年々高まっており、今後20年程度以内(2020年頃まで)に次の地震が起こる可能性が高いとされている。その地震規模はM7.5程度(日本海溝寄りの海域の地震と連動した場合M8.0程度)であり、発生確率は2020年末まで約80%、2030年末まで90%より大とされている。宮城県沖地震以外の過去の地震被害を表2-2に示す。

また、推進本部は、主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、平成19年1月1日を算定基準日とする宮城県沖地震の評価は表3のとおりである。今後10年及び30年以内の地震発生確率は、それぞれ60%程度、99%となっており、他の海溝型地震と比較して際だって高い発生確率となっている。さらに、平均発生間隔も比較的短く、規則的に発生してきている。

表 2 - 1 宮城県沖地震の過去の地震被害

発生年	経過年数	地震種類	マグニチュード	被害地域又は震源域 / 被害の概要
1793	-	連動	8.0~8.4	陸前，陸中，磐城 / 仙台藩で 1,060 余戸壊れ，死者 12 人。津浪があり，大槌，両石で 71 戸損壊流出，死者 9 人，気仙沼で 300 戸余流出。
1835	42.4	単独	7.0	仙台 / 仙台城の石垣がくずれ，家土蔵に破損あり。江戸で有感。
1861	26.3	単独	6.4	陸前，陸中，磐城 / 陸前の遠田，志田，登米，桃生の各郡で特に被害が多く，家屋損壊，死傷者あり。
1897	35.3	単独	7.4	仙台沖 / 岩手，山形，宮城，福島で小規模の被害。一の間で家屋破損が 72 戸。
1936	39.7	単独	7.5	金華山沖 / 福島，宮城両県で非住家全壊 3 戸，その他小被害もあった。
1978 6.12	41.6	単独	7.4	宮城県沖 / 「1978 年宮城県沖地震」，県内の死者 27 人，負傷者 10,962 人，住宅の被害で全壊 1,377 戸，半壊 6,123 戸，特にブロック塀の倒壊による被害が多かった。

出典 / 理科年表 (平成 18 年版)，新編日本被害地震総覧、「宮城県地震の長期評価」
連動とは日本海溝寄りの海域の地震と連動した場合をいう。経過年数とは前回の宮城県沖地震からの経過年数である。

表 2 - 2 その他の過去 (近年) の地震被害

年	マグニチュード	被害地域又は震源域 / 被害の概要
1962 4.30	6.5	宮城県北部 / 「宮城県北部地震」，築館，石越，小牛田付近 40km の範囲に被害が集中した。死者 3 人，住家全壊 340 戸，半壊 1,114 戸。橋梁，道路，鉄道の被害が多かった。
2003 5.26	7.1	宮城県沖 / 深さ約 70km のスラブ内地震，震央の位置から三陸南地震とも呼ばれる。負傷者 174 人，住家全壊 2，半壊 21，深いため次の地震に比べ被害は小規模。
2003 7.26	6.4	宮城県北部 / 陸域の逆断層型地殻内地震。同日に大きな前震 M5.6 と余震 M5.5 も起こって連続地震と呼ばれた。M6 級だが浅く，震源域に局所的に大きな被害が出た。負傷者 667 人，住家全壊 1,276，半壊 3,809。3 ヶ所で計測震度 6 強を記録した。

出典 / 理科年表 (平成 18 年版)，新編日本被害地震総覧

表 3 宮城県沖地震の長期評価の概要 (基準日 平成 19 年 1 月 1 日)

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔
		10 年以内	30 年以内	50 年以内	最新発生時期
宮城県沖	7.5 前後 (連動 8.0 前後)	60 % 程度	99 %	-	37.1 年 28.6 年前

出展 / 「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」(平成 20 年 1 月 10 日，地震調査研究推進本部地震調査委員会)

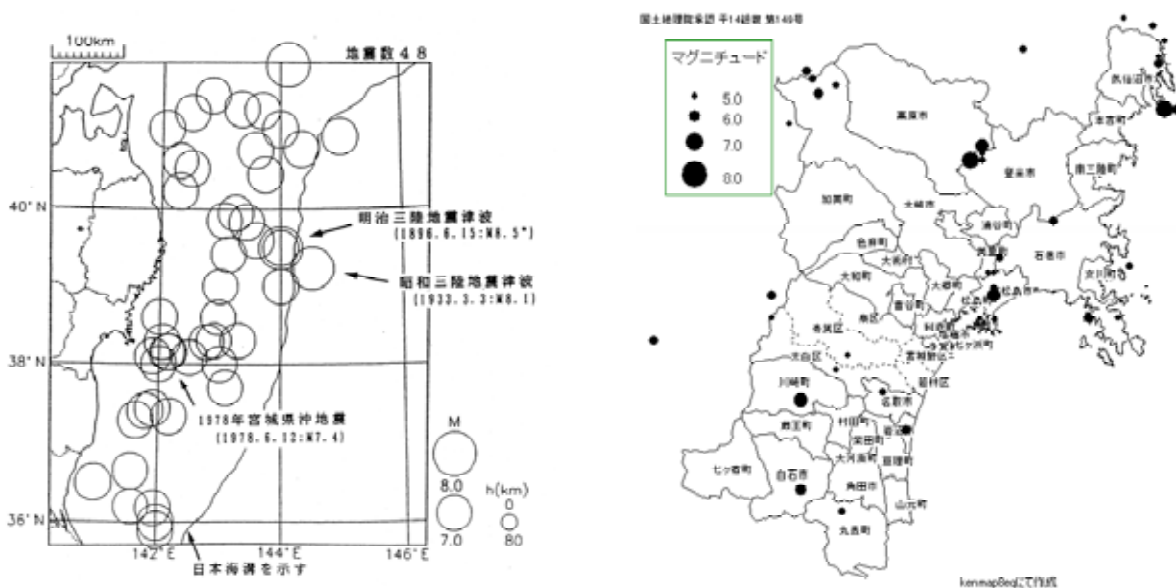


図1 過去（1895～）の主な地震の震源（左：海溝型，右：内陸型）

(2) 住宅・建築ストックの耐震化の現状

住宅及び建築物のストック数

村田町における平成19年度分固定資産価格等概要調書によれば、町内の構造別建築物数は表4-1のとおりであり、棟数ベースでは木造建築物が88%を占める。

また、宮城県第三次地震被害想定調査に関する報告書（H16.3）によれば、県内の構造別建築物数は表4-2のとおりであり、棟数ベースでは木造建築物が85%を占める。

表4-1 村田町構造別建築物棟数一覧表（単位：棟）

	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	全建築物
住家	4,600 (96.2%)	23 (0.5%)	157 (3.3%)	4,780 (100.0%)
非住家	4,600 (81.3%)	165 (2.9%)	894 (15.8%)	5,659 (100.0%)
合計	9,200 (88.1%)	188 (1.8%)	1,051 (10.1%)	10,439 (100.0%)

出展 / 平成19年度分固定資産価格等概要調書

表4-2 宮城県構造別建築物棟数一覧表（単位：棟）

	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	全建築物
住家	548,872 (92.8%)	9,200 (1.6%)	33,626 (5.7%)	591,698 (100.0%)
非住家	297,573 (74.0%)	21,291 (5.3%)	83,166 (20.7%)	402,030 (100.0%)
合計	846,444 (85.2%)	30,490 (3.1%)	116,793 (11.8%)	993,728 (100.0%)

出展 / 宮城県第三次地震被害想定調査報告書

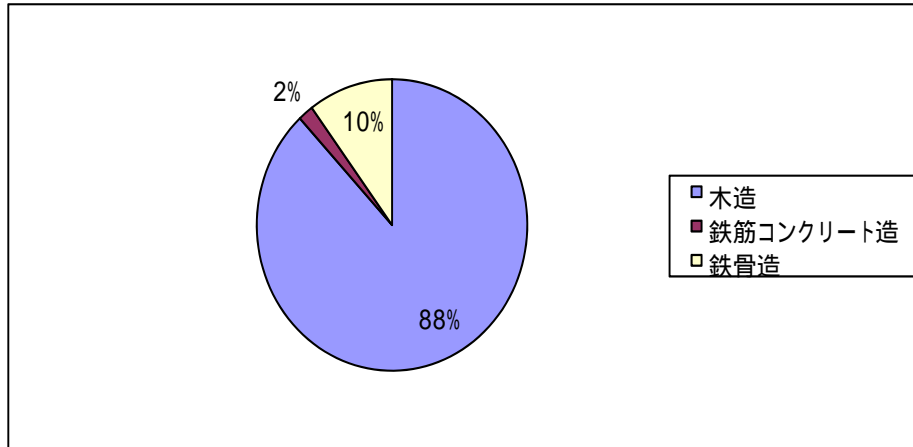


図 2 - 1 村田町構造別建築物棟数割合

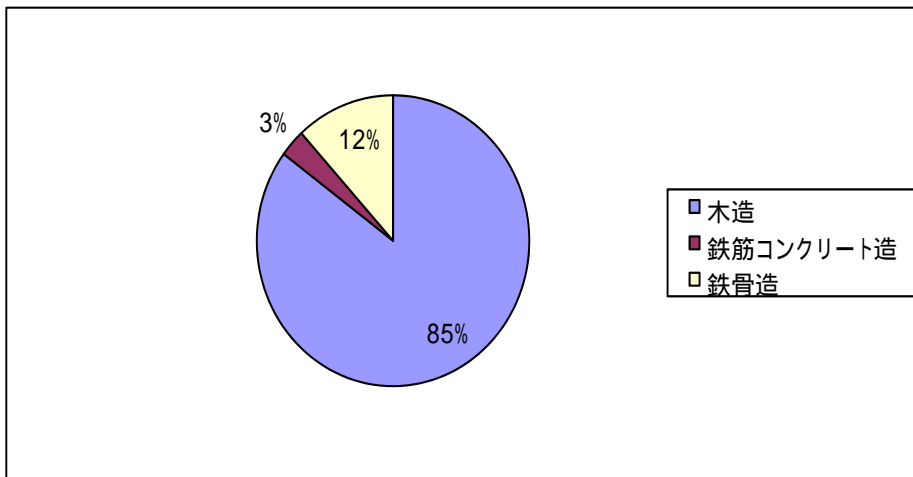


図 2 - 2 宮城県構造別建築物棟数割合

また、平成19年度分固定資産価格等概要調書、及び課税台帳によれば、町内の住宅戸数は5,234戸であり、その時期別、構造別の内訳は表5-1のとおりである。建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行(昭和56年6月1日)より前に建設された住宅が約2分の1(49.0%)である。さらに以前の耐震基準(昭和45年)により建設されたものも、全体の約1.5割(15.2%)を占めている。構造別では木造住宅の戸数比率は92.9%と全住宅戸数の9割以上を占める。

また、宮城県の建築時期別・構造別住宅戸数は表5-2のとおりである。

表 5 - 1 村田町建築時期別・構造別住宅数(単位:戸)

建築時期	昭和45年以前(a) (a/e)	昭和45～55年(b) (b/e)	昭和56年以降(c) (d/e)	合計(e) (e/f)
木造 (比率)	787 (16.2%)	1,740 (35.8%)	2,333 (48.0%)	4,860 (92.9%)
非木造 (比率)	6 (1.6%)	29 (7.8%)	339 (90.6%)	374 (7.1%)
合計 (比率)	793 (15.2%)	1,769 (33.8%)	2,672 (51.0%)	(f) 5,234 (100.0%)

資料:平成19年度分固定資産価格等概要調書、課税台帳による推計。時期不明住宅は各時期ごとの構成比により按分した。

町有の特定建築物及び防災上重要な建築物の耐震化状況

法では、庁舎、学校、病院・診療所、社会福祉施設、劇場・集会場、店舗、ホテル・旅館、事務所、共同賃貸住宅など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)を規定している(表14 末尾添付)。

町内の「多数の者が利用する特定建築物」や「防災上重要な町有建築物」の耐震化の状況を建築物が持つ機能、性質から「防災対策・避難施設等」、「医療・社会福祉施設等」、「不特定多数人員収容施設」、「特定多数人員収容施設」の各用途に分類したうえで表に示す。表7-1は、町有の多数の者が利用する特定建築物の耐震化状況を示す。表7-2は、防災上重要な町有建築物(多数の者が利用する特定建築物以外)の耐震化状況を示す。表7-3は、町有の多数の者が利用する特定建築物及び町有の防災上重要な建築物全体の耐震化状況を示す。表7-4は、多数の者が利用する特定建築物で町有建築物以外の耐震化状況を示す。

なお、「避難施設等」とは、避難場所指定の有無にかかわらず、大規模震災時において避難場所として使用される可能性がある、又は、児童、生徒等の安全を確保すべき施設をいう。

表7-1に示すとおり、町有の多数の者が利用する特定建築物では合計14棟のうち、耐震化済みの建築物は7棟となっており、耐震化済みの建築物を対象建築物で除した耐震化率は50%である。

表7-2に示すとおり、防災上重要な町有建築物(多数の者が利用する特定建築物以外)では合計20棟のうち、耐震化済みの建築物は13棟となっており、耐震化率は65%である。

表7-3に示すとおり、町有の多数の者が利用する特定建築物及び町有の防災上重要な建築物全体では合計34棟のうち、耐震化済みの建築物は20棟となっており、耐震化率は59%である。

表7-4に示すとおり、町有建築物以外の多数の者が利用する特定建築物では合計13棟のうち、耐震化済みの建築物は13棟となっており、耐震化率は100%である。

なお、ここでいう対象建築物とは、旧耐震設計基準による建築物(昭和56年5月以前に建築された建築物で、現行の耐震基準に適合しない建築物)及び昭和56年6月以降に建築された建築物のことであり、耐震化済みの建築物とは、旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強不要と診断されたもの、同じく旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強必要と診断されたもののうち補強を行ったもの及び昭和56年6月以降に建築された建築物などの合計である。

表 7 - 1 町有の多数の者が利用する特定建築物の耐震化状況

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策・避難施設	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園, 消防署, 警察署等	4	5	2	11	45%
医療・社会福祉施設	病院・診療所, 老人ホーム等	0	0	1	1	0%
不特定多数人員収容施設	百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 博物館, 展示場等	0	1	0	1	100%
特定多数人員収容施設	事務所, 工場, 共同住宅, 寄宿舍等	0	1	0	1	100%
	うち, 共同住宅	0	1	0	1	100%
合 計		4	7	3	14	50%

平成20年3月末現在

表 7 - 2 防災上重要な町有建築物（多数の者が利用する特定建築物を除く）の耐震化状況

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策・避難施設	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園, 消防署, 警察署等	0	4	5	9	44%
医療・社会福祉施設	病院・診療所, 老人ホーム等	-	-	-	-	-
不特定多数人員収容施設	百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 博物館, 展示場等	0	1	0	1	100%
特定多数人員収容施設	事務所, 工場, 共同住宅, 寄宿舍等	0	8	2	10	80%
	うち, 共同住宅	0	8	2	10	80%
合 計		0	13	7	20	65%

平成20年3月末現在

表7-3 町有の多数の者が利用する特定建築物及び防災上重要な町有建築物の耐震化状況

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策・避難施設	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園等	4	9	7	20	45%
医療・社会福祉施設	病院・診療所, 老人ホーム等	0	0	1	1	0%
不特定多数人員収容施設	百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 博物館, 展示場等	0	2	0	2	100%
特定多数人員収容施設	事務所, 工場, 共同住宅, 寄宿舍等	0	9	2	11	82%
	うち, 共同住宅	0	9	2	11	82%
合 計		4	20	10	34	59%

平成20年3月末現在

表7-4 町有建築物以外の多数の者が利用する特定建築物の耐震化状況

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	耐震化 未調査 C	合 計 D=A+B+C	耐震化率 B/D
防災対策・避難施設	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園等	0	1	0	1	100%
医療・社会福祉施設	病院・診療所, 老人ホーム等	0	2	0	2	100%
不特定多数人員収容施設	百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 博物館, 展示場等	0	2	0	2	100%
特定多数人員収容施設	事務所, 工場, 共同住宅, 寄宿舍等	0	8	0	8	100%
	うち, 共同住宅	0	4	0	4	100%
合 計		0	13	0	13	100%

平成20年3月末現在

(3) 想定される地震被害

想定している地震

宮城県第三次被害想定調査においては、宮城県沖地震の単独型、連動型及び長町 - 利府活断層の3つの地震想定であったが、今回は、それに「どこでも起こりうる直下の地震」を加えた4つの地震を想定している。

1) 宮城県沖地震（単独型）

宮城県沖の日本海溝沿いのプレート境界を震源とする地震で、宮城県内で大きな被害がでた1978年の宮城県沖地震と同様の場所と規模と考えられ、平均で37年に一度、繰り返し起きており、これから30年間の発生率は99%といわれている。マグニチュード7.6を想定している。

2) 宮城県沖地震（連動型）

宮城県沖の日本海溝沿いのプレート境界で、単独型の場合の震源域を含みさらに広い範囲を震源域とする地震である。1793年に同様な地震が起きたのではないかと考えられていて、次の宮城県沖地震でも起きる可能性があると考えられている。マグニチュード8.0を想定している。

3) 利府 - 長町線断層帯による地震

仙台市から利府町にかけて、ほぼ南北に延びる長さ約40kmの活断層である。この断層は、約3000年に一度程度の割合で繰り返し地震を起こしているとされ、前回の地震は約2000年前であったといわれている。この断層では、マグニチュード7.1の地震を想定している。

4) どこでも起こりうる直下の地震

2003年の宮城県北部での地震のように、マグニチュード6クラスの地震の場合、地震断層が地表に現れないケースが多いため、過去の活動を調べるのが大変難しいとされている。こうした地震はいつ、どこで起こるか分からないのが実情である。そのため、防災上の可能性として、県内全域直下にマグニチュード6クラスのうち最大の6.9の地震を想定している。

第三次地震被害想定調査の前提条件等

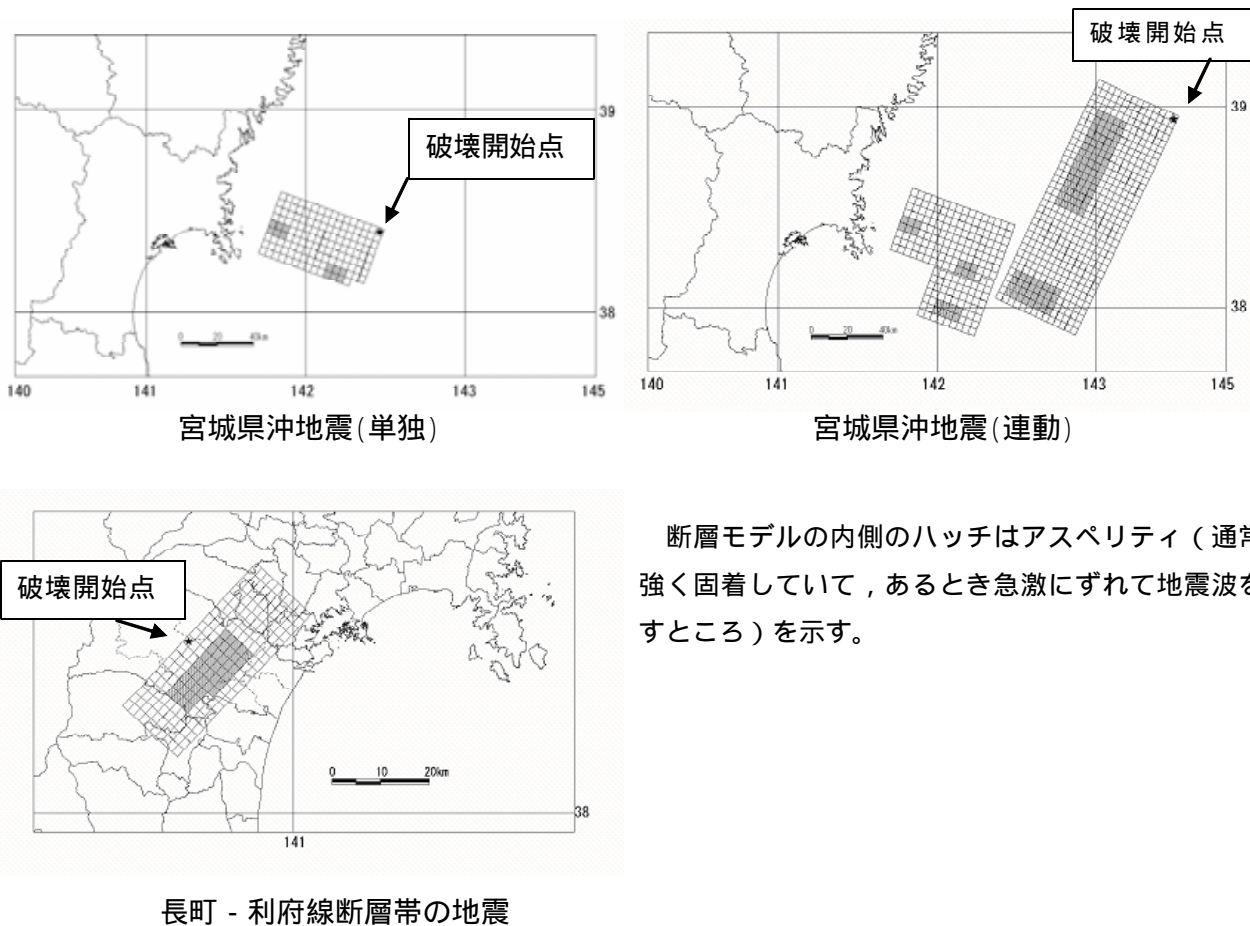
県では、地震被害想定調査をこれまで2度{昭和59～61年度(第一次)、平成7～8年(第二次)}行ってきたが、推進本部の評価における新しい知見や第二次調査後の社会的条件の変化を踏まえて、よりの確な地震防災対策を施行していくために、第三次の地震被害想定調査を実施し、平成16年3月に調査結果を公表した。

地震の揺れにおける想定地震は、推進本部で発表された宮城県沖地震の単独と連動、そして仙台市直下に位置する長町 - 利府線断層帯の地震を対象とした。

地震動および液状化の予測では、第二次調査以降の新たなデータをできる限り収集して地盤モデルや震源モデルの見直しを行い、最新の手法によって予測を行った。被害想定においても最新のデータを用い、現時点で最善と考えられる方法を用いて予測を行っている。

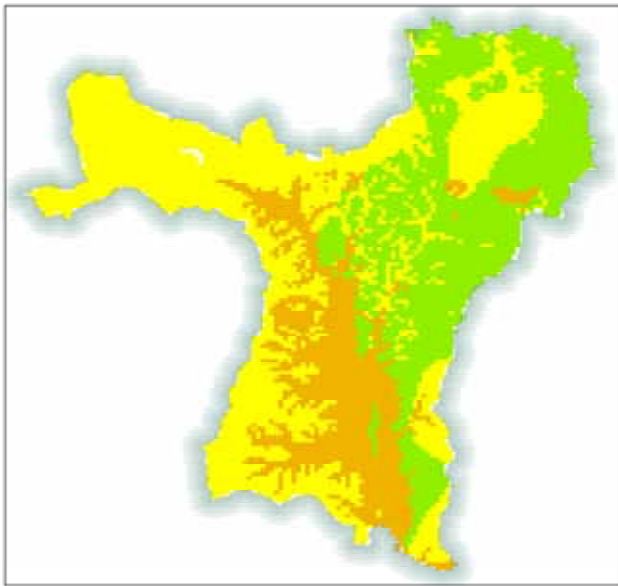
また、今回は第三次地震被害想定調査の基礎資料を活用し、一部の基礎資料を新たに調整・加工した上で、第三次被害想定と同様の手法によって震度や建築物の被害率を想定した。

断層の位置図を図5、予想震度分布を図6に示す。

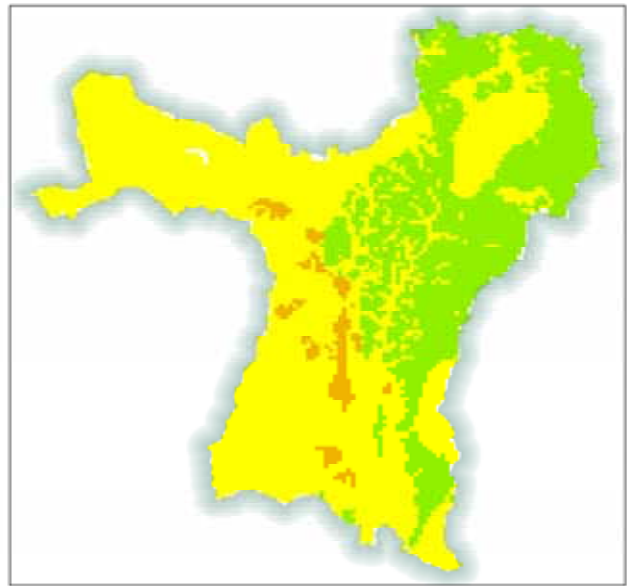


断層モデルの内側のハッチはアスペリティ（通常は強く固着していて、あるとき急激にずれて地震波を出すところ）を示す。

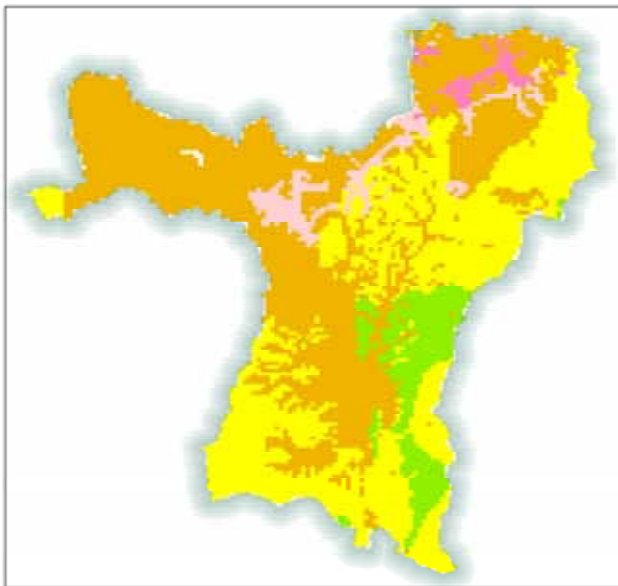
図5 断層位置図



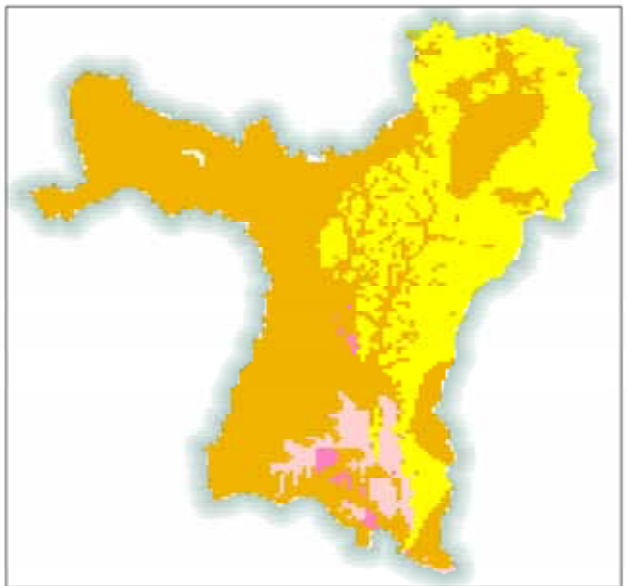
宮城県沖地震（単独）



宮城県沖地震（連動）



長町 - 利府断層帯



どこでも起こりうる直下の地震

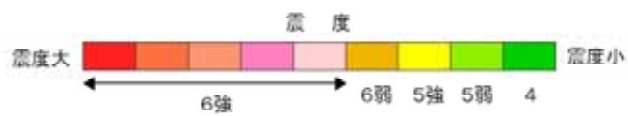


図6 「揺れやすさマップ」(予想震度分布図)

建築物被害の予測結果

地震被害想定調査結果の概要は表8のとおりである。

表8 地震被害想定調査結果の概要

項目		想定地震	宮城県沖地震 (単独) (海洋型)	宮城県沖地震 (連動) (海洋型)	長町 - 利府線 断層帯の地震 (内陸直下)	どこでも起こり うる直下の地震
モーメント・マグニチュード (Mw)			7.6	8.0	7.1	6.9
被害想定	全壊・大破棟数					
	村田町 (宮城県)		3棟 (5,496棟)	0棟 (7,595棟)	14棟 (15,251棟)	25棟
被害想定	半壊・中破棟数					
	村田町 (宮城県)		84棟 (38,701棟)	17棟 (50,896棟)	137棟 (40,537棟)	274棟

(注) 被害の数字は冬の夕方(18時頃)に地震が発生し、風向が西北西、風速が6m/秒のケースである。

このうち、建築物被害の揺れと液状化による予測結果について、想定地震別に村田町の状況を表9、揺れと液状化による全建築物の全壊数分布図を図7、半壊数分布図を図8に示した。

宮城県全体の被害分布としては、宮城県沖地震の単独および連動が北部を中心として県内一帯の低地帯において被害が発生するのに対し、長町 - 利府線断層帯については断層近傍の仙台市周辺に被害が集中する傾向となる。想定した各地震において、宮城県内では全半壊率で10%を超えると想定される地域は、以下のとおりであり、村田町は、全半壊率で10%を超えると想定される地域には該当しないという結果であった。

宮城県沖地震(単独):大崎市(旧松山町,旧三本木町,旧鹿島台町,旧田尻町),涌谷町,美里町(旧小牛田町,旧南郷町),登米市(旧迫町,旧米山町,旧南方町),石巻市(旧矢本町,旧河南町,旧桃生町),東松島市(旧鳴瀬町)の14地域

宮城県沖地震(連動):石巻市(旧石巻市,旧河北町,旧河南町,旧桃生町),松島町,大崎市(旧鹿島台町,旧田尻町),涌谷町,美里町(旧小牛田町,旧南郷町),栗原市(旧瀬峰町),登米市(旧米山町,旧南方町),東松島市(旧矢本町,旧鳴瀬町)の15地域

長町 - 利府線断層帯:青葉区,宮城野区,太白区,泉区の4区

表9 村田町における建築物の被害予測結果一覧表

項目	被害項目	宮城県沖地震(単独)		宮城県沖地震(連動)		長町 - 利府線断層帯		どこでも起こりうる直下の地震		
		棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)	棟数	率(%)	
木造建築物	全壊	揺れ	0	0	0	0	14	0.2	23	0.3
		液状化	2	0.0	0	0	0	0	2	0.0
		揺れ + 液状化	2	0.0	0	0	14	0.2	24	0.3
	半壊	揺れ	79	1.1	17	0.2	135	1.8	266	3.6
		液状化	4	0.1	0	0	0	0	3	0.0
		揺れ + 液状化	83	1.1	17	0.2	135	1.8	270	3.7
鉄筋コンクリート造建築物	全壊	揺れ	0	0	0	0	0	0	0	0
		液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
		揺れ + 液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
	半壊	揺れ	1	0.6	0	0	1	0.6	2	1.1
		液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
		揺れ + 液状化	1	0.6	0	0	1	0.6	2	1.1
鉄骨造建築物	全壊	揺れ	0	0	0	0	0	0	0	0
		液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
		揺れ + 液状化	0	0	0	0	0	0	0	0
	半壊	揺れ	0	0	0	0	1	0.1	2	0.3
		液状化	1	0.1	0	0	0	0	0	0
		揺れ + 液状化	1	0.1	0	0	1	0.1	2	0.3
全建築物	全壊	揺れ	0	0	0	0	14	0.2	23	0.3
		液状化	3	0.0	0	0	0	0	2	0
		揺れ + 液状化	3	0.0	0	0	14	0.2	25	0.3
	半壊	揺れ	79	1.0	17	0.2	137	1.6	271	3.3
		液状化	5	0	0	0	0	0	4	0
		揺れ + 液状化	84	1.0	17	0.2	137	1.6	274	3.3



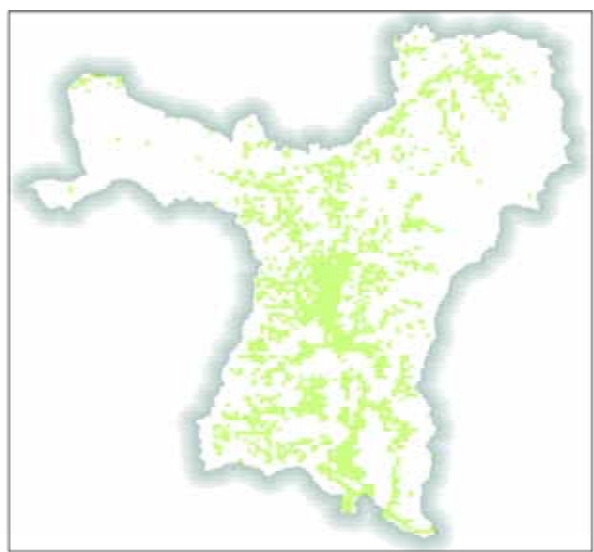
宮城県沖地震（単独）



宮城県沖地震（連動）



長町 - 利府断層



どこでも起こりうる直下の地震

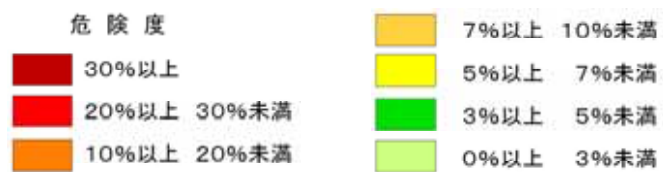


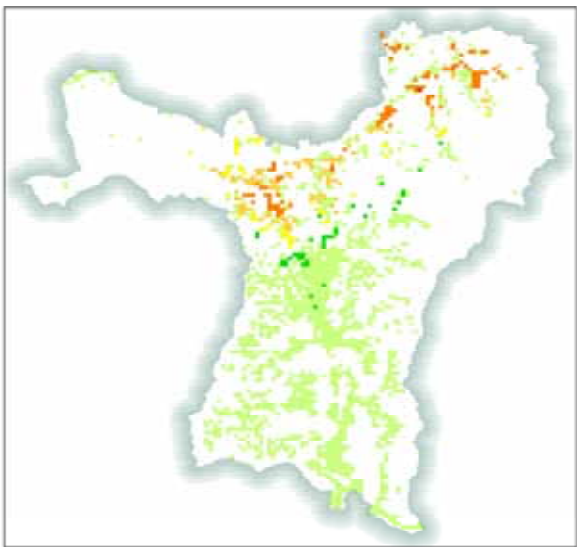
図7 「地域の危険度マップ」 ～全壊率～



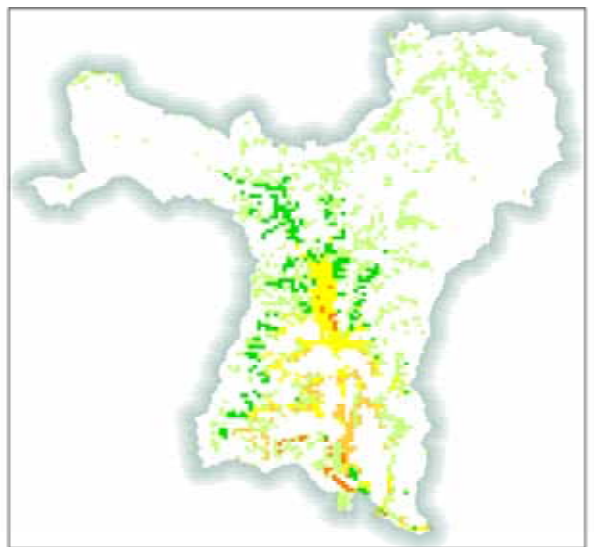
宮城県沖地震（単独）



宮城県沖地震（連動）



長町 - 利府断層



どこでも起こりうる直下の地震



図8 「地域の危険度マップ」 ～全・半壊率～

(4) 計画策定の必要性

近年の大規模地震

1978年宮城県沖地震は地震発生が午後5時14分であったこともあり、県内の死者27人のうち家屋の倒壊など屋内で死亡した者は8人に止まった。しかしながら、平成7年1月の阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、地震により6,400人余の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。これは、この地震がほとんどの住民が就寝していた午前5時46分に発生したため、死者の大部分が建築物の倒壊によるものであった。同地震による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、昭和56年6月以前、いわゆる新耐震設計基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなった。これらの教訓を踏まえて、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に法が施行された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

中央防災会議

建築物の耐震改修については、国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成17年9月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」(同年3月)において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成ための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

耐震改修促進法の改正

中央防災会議による「地震防災戦略」等を踏まえ、国は、平成17年11月に耐震改修促進法を改正し、平成18年1月に基本的な方針を定め、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割とすることを目標として設定している。

宮城県及び村田町における取組み及び計画の必要性

宮城県は、平成9年3月及び平成16年3月にまとめられた宮城県被害想定調査の結果に基づき「宮城県地域防災計画(震災対策編)」をそれぞれ見直すとともに、同計画に基づいて「みやぎ震災対策アクションプラン」を平成15年に策定している。また、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示すものとして、平成7年3月29日付け建設省住宅局建築物防災対策室長通知に基づき、地域防災計画を上位計画とする「宮城県耐震改修促進計画」(以下「旧計画」という。)を平成13年12月13日付けで策定し、様々な建築物等の地震対策を講じ、平成19年5月には、「宮城県耐震改修促進計画」を策定した。村田町においては、平成18年6月に「村田町耐震化促進計画」を策定し、木造住宅の耐震診断事業に取り組んできた。

住宅・建築物の倒壊等は、死傷者の増加、延焼火災の拡大、救助・避難の遅れ等をもたらすため、被害軽減のためには住宅・建築物の耐震化、特に新耐震基準以前の建築物について、耐震性の向上が急務と考えられ、計画策定の必要性や耐震診断・耐震改修の緊急性がより明確となっている。

2 計画の目的

村田町耐震改修促進計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、県、町及び建築関係団体等が連携して、建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図り、地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的とする。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、法第5条第7項の規定に基づき策定するものである。また、上位計画である「村田町地域防災計画(震災対策編)」との整合性を図り、平成19年5月に策定された「宮城県耐震改修促進計画」をガイドラインとして策定するものであり、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する計画として位置づける。

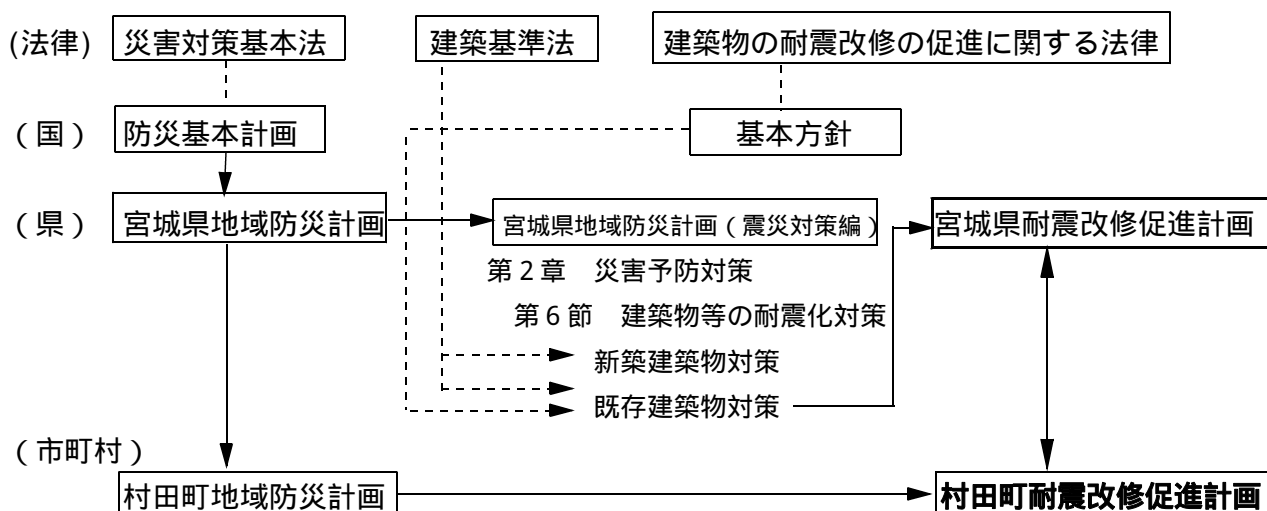


図9 耐震改修促進計画の位置づけ

(2) 計画期間

計画期間は、平成27年度までとする。なお、必要に応じて本計画を見直すものとする。

4 基本方針・計画の目標

(1) 基本方針

建築物の所有者又は管理者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上の原則である。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられる。

このような基本的認識に基づき、県、市町村、建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努めることとする。

(2) 主体別役割

県

- a 市町村が市町村計画を策定するに当たり、助言及び技術的支援を行う。
- b 行政、建築関係団体、民間建築物の所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県建築物等地震対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を活用し、本計画の円滑な推進を図る。
- c 建築関係団体が組織する「宮城県住宅耐震隊推進協議会」(以下「耐震隊協議会」という。)への指導・助言を行う。
- d 住民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- e 建築技術者の耐震診断・耐震改修技術の向上を図る。
- f 対象建築物の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- g 所管行政庁として、法の積極的な運用に努め、耐震改修計画の認定、指導、助言等を行う。
- h 県が所有する公共建築物(以下「県有建築物」という。)の耐震診断・耐震改修を計画的に実施する。
- i 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

市町村

- a 地域固有の課題を勘案のうえ、市町村計画を策定する。
- b 協議会活動への参画と地域に設立される住宅耐震隊と連携により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 住民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- d 市町村有建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施する。
- e 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

建築関係団体

- a 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- b 協議会活動への参画と市町村と連携した住宅耐震隊の活動により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図る。

建築物所有者等

- a 主に昭和56年5月31日以前の建築基準により建築された建築物(住宅を含む)の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断及び必要に応じて耐震改修を行い、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上に努める。

(3) 対象地域・対象建築物

対象地域

村田町内全域を対象とする。

優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は、「地域の危険度マップ」において被害が大きいとされる地域とし、特に軟弱地盤地域、木造住宅密集地域及び避難場所・避難道路・緊急輸送道路に沿った地区とする。

対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修等を行う必要のある建築物は、以下のとおりとする。

原則として、いわゆる新耐震設計基準の施行日(昭和56年6月1日)より前に建築確認を得て建築された建築物を対象とする。

また、自らが所有又は管理する建築物について、その所有者又は管理者は地震に対する安全性の確保に努める必要がある。

a 住宅

戸建住宅、共同住宅、長屋等を対象とする。賃貸住宅(共同住宅に限定)、寄宿舍、下宿の用途に供するもので一定規模以上のものは特定建築物に該当する。

b 町有建築物

町有の多数の者が利用する特定建築物や防災上重要な建築物については、以下の施設用途区分等を勘案して、優先順位を定めて耐震化を図るよう努める。

- ・防災拠点となる施設
- ・被災時における避難、救護に必要な施設(学校施設等を含む)
- ・高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設
- ・多数の者が利用する施設
- ・その他の施設

c 特定建築物

法第6条第1号、第2号及び第3号に規定する建築物で、法施行令第2条、第3条及び第4条で定める規模等の要件に該当するものである。

- ・多数の者が利用する建築物(学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅(共同住宅に限る。)等)で一定規模以上のもの
- ・一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物

(4) 耐震化の目標

住宅

本町の住宅の耐震化率の目標は表10のとおりである。平成27年度末までに、住宅の耐震化率を90%以上にすることを目標とする。

なお、耐震化の進捗状況については、5年ごとに進行管理を行う。

表10 住宅の耐震化率目標

	現況の耐震化率	目標とする耐震化率 (平成27年度末)
村田町 住宅	59%	90%以上
宮城県 住宅	74%	90%以上

注) 村田町の住宅耐震化の現況は平成19年度分固定資産価格等概要調書、課税台帳による推計である。

宮城県の住宅耐震化の現況は平成15年住宅・土地統計調査時である。

町有建築物

本町の町有建築物(多数の者が利用する特定建築物及び防災上重要施設)の耐震化率の目標は表11のとおりである。

表11 町有建築物(特定建築物及び防災上重要施設)の耐震化率目標

		現況の耐震化率 (平成20年3月末)	目標とする耐震化率 (平成27年度末)
防災対策・避難施設	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園等	45%	概ね全施設
医療・社会福祉施設	病院・診療所, 老人ホーム等	50%	概ね全施設
不特定多数人員 収容施設	百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 博物館, 展示場等	100%	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住宅, 寄宿舍等	73%	概ね全施設
	うち, 共同住宅	73%	概ね全施設
合 計		50%	概ね全施設

a 町有建築物全体

本町では、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら、計画的に耐震化(耐震診断, 建替, 耐震改修, 除却)を進め、平成27年度末までに概ね全施設を耐震化することを目標とする。

また、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行う。

b 各施設分類ごと

庁舎、公民館、町民体育館、幼稚園等の災害時に拠点となる施設や避難施設となり得る施設について、平成27年度末までに概ね全施設の耐震化を図ることを目標とする。

教育委員会が所管する小中学校(全て避難施設に指定)について、平成27年度末までに概ね全施設の耐震化を図ることを目標とする。

町営住宅(木造平屋建を除く)について、平成27年度末までに概ね全施設の耐震化を図ることを目標とする。

特定建築物(町有以外)

本町における町有以外の多数の者が利用する特定建築物のうち多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は表12のとおりであり、耐震化率については、100%となっており、耐震性の上では問題ないと考えられる。なお、施設の所有者等は家具の転倒防止等の地震防災対策に努める。

表12 多数の者が利用する**特定建築物(町有以外)**の耐震化率の目標

		現況の耐震化率 (平成20年3月末)	目標とする耐震化率 (平成27年度末)
防災対策・避難施設	町役場, 公民館, 学校, 体育館, 幼稚園等	100%	100%
医療・社会福祉施設	病院・診療所, 老人ホーム等	100%	100%
不特定多数人員 収容施設	百貨店, 飲食店, ホテル・旅館, 遊技場, 博物館, 展示場等	100%	100%
特定多数人員 収容施設	事務所, 工場, 共同住宅, 寄宿舍等	100%	100%
	うち, 共同住宅	100%	100%
合 計		100%	100%

5 耐震化促進施策の内容

(1) 住宅

普及・啓発

町は、県と連携し、宮城県沖地震、利府 - 長町断層帯及びどこでも起こりうる直下の地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、融資制度など地震対策に関する情報を、パンフレット、ホームページなど多様な手段により、所有者、居住者等に提供する。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、耐震診断・耐震改修の必要性については、十分に周知する。

耐震診断・耐震改修の促進

町は、県と連携し、耐震診断・耐震改修の促進を図るため、助成事業を実施するとともに、助成制度の拡充に努める。特に高齢者のみの住宅や身体障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。

表 1 3 村田町における住宅の耐震診断及び耐震改修工事の補助事業の実績（単位：件）

	H15	H16	H17	H18	H19	合 計
耐震診断実施件数（簡易）	7	5	-			12
耐震診断実施件数（精密，一般）	-	-	-	4	3	7
耐震改修工事实施件数(木造戸建)	-	-	-	-	-	0

平成20年3月現在

(2) 町有建築物

台帳の整備

町は、町有建築物のうち、多数の者が利用する特定建築物及び防災上重要な建築物等において、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定等からなる台帳を整備する。

耐震診断・耐震改修の促進

整備された台帳を基に、耐震診断・耐震改修の緊急性を判断し、建築物毎に耐震診断・耐震改修の実施計画を定めるものとする。

耐震診断については、耐震安全性が確保されていることが明らかなものを除いて、すべての対象建築物で行うよう努める。

耐震改修については、耐震診断の結果を基に、耐震改修の実施計画に沿って、計画的に耐震改修の促進に努める。また、平成27年度末までに概ね全施設の建築物について耐震改修を終えるように努める。

(3) 地震時に通行を確保すべき道路

県及び町は、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めるものとする。

このうち、「宮城県地域防災計画(震災対策編)」において地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路(以下「緊急輸送道路」という。)として選定されたものについて、法第5条第3項第1号の規定に基づき沿道の建築物の耐震化を促進すべきものとして指定する。また、町としてその他の第3次緊急輸送道路を指定する。緊急輸送道路については、図11に示す。(末尾添付。)

なお、緊急輸送道路ネットワークについては、国、県等の関係機関による見直しが行われており、県及び町は、これを受けて沿道の建築物の耐震化に関する検討を早急に行うこととする。

(4) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

町は、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用する等、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するよう努める。

6 啓発及び知識の普及に関する施策

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

町は、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震ハザードマップ」という。)を作成し、各施設での掲示や町ホームページでの公開等により、啓発及び知識の普及を図るよう努める。

また、町は県と連携を取りながら「住民参加型防災マップ作成ガイドライン」に基づき、町民の積極的な地域ハザードマップ作成やその他の活動等の取組みをサポートし促進する。

(2) 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修に関する相談窓口は建設課に設置する。相談にあたっては、県及び関係団体と密接に連携し、情報提供の充実を図り、住民からの相談に積極的に対応する。また、近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっているため、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できるように対応する必要がある。

(3) 啓発及び知識の普及

町は、県と連携しながら、耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、町内会・企業等への出前講座の実施を行うほか、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、ホームページ等を活用し情報提供の充実を図る。

この場合、地域の建築関係団体が組織する耐震隊による戸別訪問(耐震診断ローラー作戦)、町内会回覧板の活用等、できるだけ多数の者に情報が提供されるよう、実施方法を工夫する。

また、町は地震防災マップ等を主要施設に掲示すると共に、町ホームページにも掲載し、町民の地震防災意識の高揚を図るものとする。

(4) 技術者の養成

町は、県及び建築関係団体と連携し、適切な耐震診断及び耐震改修に必要な知識、技術等の習得、資質の向上を図るため、その役割に応じ、建築士又は建築施工技術者等を対象とする講習会や研修会の実施、現場における技術指導等により、建築技術者の耐震改修等に係る技術水準の向上を図る。

(5) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要であり効果的である。また、あわせて工事を行うことにより費用面でのメリットもある。

町は、県と連携し、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、協議会等を活用しながら、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行う。

(6) 町内会，NPO等との連携に関する方針

町は，県と連携し，地域に根ざした専門家・事業者の育成，町内会（行政区等）を単位とした地震防災対策への取組の推進，NPOとの連携や地域における取組に対する支援等を行うよう努める。また，地域住民主体の地震防災対策に関する取組みを支援するため，必要に応じて説明会等により耐震診断・耐震改修に係る情報提供等を行うよう努める。

(7) 家具の転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は，約24万棟の家屋が全・半壊し死者約6千人にも上る大惨事であったが，幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し，多くの犠牲者が発生した。また，平成15年7月の宮城県北部連続地震においても，地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ている。

町は，県と連携し，地震による家具の転倒を防ぐための具体的な方法（金具，防止器具の取り付け方法）などについての必要な情報提供を行うとともに，当該モデル事業の普及に努める。

7 関連施策

(1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会

耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため，県は町，建築関係団体，民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」を平成13年12月に設立した。

平成17年6月に，震災後の二次災害防止及び復旧対策を検討する「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」と統合して「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を組織した。これにより，地震前・地震後対策を総合的に推進する体制に強化され，近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて，建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して，学識経験者，県，市町村，建築関係団体が連携して取り組んでいる。

町は，県と連携し，協議会を活用し，産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに，産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い，本計画の推進を図る。

会 員（順不同）

学識経験者 東北工業大学工学部建築学科 教授 田中 礼治
東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 準教授 前田 匡樹

行政団体 宮城県（関係各課）， 県内全市町村関係各課 （ 仙台市，石巻市 塩竈市，気仙沼市， 白石市，名取市，角田市，多賀城市， 岩沼市，登米市，栗原市，東松島市， 大崎市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町， 村田町，柴田町，川崎町，丸森町， 亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，	建築関係公益法人 (社)宮城県建築士会 (社)宮城県建築設計事務所協会 (社)日本建築家協会東北支部宮城地域会 (社)日本建築構造技術者協会東北支部 (社)日本建築積算協会東北支部 (社)建築設備技術者協会東北支部 (社)空気調和・衛生工学会東北支部 (社)宮城県建設業協会
--	---

利府町，大和町，大郷町，富谷町， 大衡村，色麻町，加美町，涌谷町， 美里町，女川町，本吉町，南三陸町） 建築物所有者団体 仙台ビルディング協会 宮城県私立中学高等学校連合会 (社)宮城県専修学校各種学校連合会 日本チェーンストア協会東北支部 宮城県商工会議所連合会仙台商工会議所 (社)日本観光旅館連盟南東北支部 宮城県病院協会	宮城県中小建築業協会 宮城県建設職組合連合会 宮城県住宅供給公社 (財)宮城県建築住宅センター 住宅金融公庫東北支店 東日本構造物調査診断協会 (社)日本技術士会東北支部 (衛生工学・環境・上下水道部会) (社)全国宅地擁壁技術協会東北支部 (社)電気設備学会東北支部 宮城県瓦工事業組合 H20.3 現在
--	--

(2) みやぎ方式による地震防災教育プログラムの推進

1978年宮城県沖地震の教訓が風化しつつあり、若者に世代継続していく必要がある。また、これからの高齢社会を考えると地震に強いまちづくりには自主防災組織等への若者の参加が不可欠となる。そのためには、若者への地震防災教育が必要であり、自分の身を守るための「自助」教育と、皆で助け合うための「共助」教育を行う必要がある。協議会は、中学生及び高校生を対象とし、地震の発生メカニズムや過去の建築物の地震被害状況、木造住宅の簡易耐震診断方法を学習し、耐震診断の重要性を教えるとともに、この知識を地域防災活動に役立てられること、また役立てて欲しいことを教えることを内容とする「みやぎ方式による地震防災教育プログラム」として「世代継続する地震に強いまちづくり」を開発した。

町は、県や協議会等と連携しながら、この教育プログラムを活用し、中学校及び高等学校における地震防災教育を推進するよう努める。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

町は、県及び建築関係団体と連携し、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めることとし、その危険性についてパンフレット等により啓発するよう努める。

(4) 宮城県住宅耐震隊協議会

地域における既存木造住宅の耐震化を市町村と連携して促進するため、建築関係団体からなる「宮城県住宅耐震隊協議会」が平成17年6月に設立され、県内各地に住宅耐震隊が設立されている。

町は、県と連携し、各地域の住宅耐震隊の活動への協力を行う。

(5) 被災建築物・宅地の応急危険度判定

町は、県と連携し、大規模震災発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図る。また、町では判定士に関する情報提供等を行い、判定士の登録を促進するとともに、町民への二次災害防止に関する知識の普及を図るよう努める。

表 1 4 特定建築物一覧

法 政 令	用 途	努力義務(法第 6 条), 指導・助言(法第 7 条第 1 項)対象建築物	指示対象建築物(法第 7 条第 2 項)	
法第 6 条第 2 項	第 1 号	幼稚園, 保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	750 m ² 以上
	第 2 号	学 小学校, 中学校, 中等教育学校の前期課程, 盲学校, 聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上(屋内運動場の面積を含む)	1,500 m ² 以上(屋内運動場の面積を含む)
法第 6 条第 1 号	第 2 号	老人ホーム, 老人短期入所施設, 身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センター, その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
法第 6 条第 1 号	第 3 号	第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
		ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		病院, 診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		集会場, 公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
		百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		ホテル, 旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		賃貸住宅(共同住宅に限る), 寄宿舎, 下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
		事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
		博物館, 美術館, 図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		飲食店, キャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		理髪店, 質屋, 貸衣裳屋, 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		工場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上(一般公共の用に供されるもの)
		郵便局, 保健所, 税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
法第 6 条第 2 号	第 4 号	体育館	1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上(一般公共の用に供されるもの)
法第 6 条第 2 号		危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵, 処理する建築物	500 m ² 以上
法第 6 条第 3 号		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ, 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり, その敷地が本計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める高さを超える建築物	

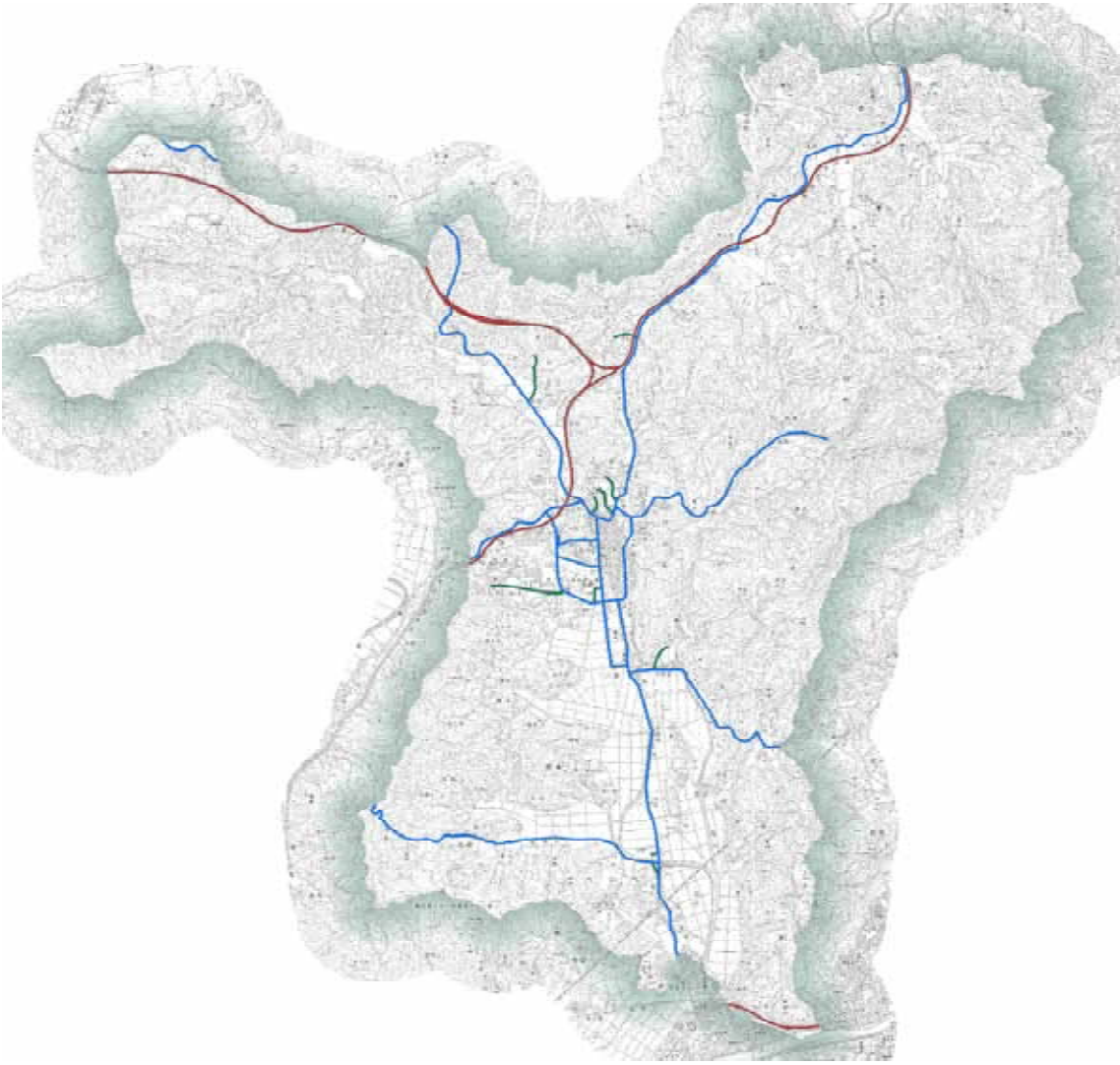


图 1 1 村田町緊急輸送道路図

